

女性職員活躍とワークライフバランス推進

【出典：防衛省職員のための両立支援ハンドブック(2021)】

防衛省においては、平成27年1月に「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定し、男女全ての職員の「働き方改革」による仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現と、「女性職員の活躍推進のための改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」の3つの改革に取り組んでいます。

3つの改革は互いに密接に関連しているため、性別や育児・介護等の時間制約の有無に関係なく、職員一人ひとりの心がけが重要です。

この「防衛省職員のための両立支援ハンドブック」は、防衛省の全ての職員が、柔軟で多様な勤務を可能とするため、様々な制度についてご理解いただき、防衛省の全ての職員が安心して働ける環境の整備に役立つことを目的に作成しました。

互いに助け合い、支えあうことで、職員それぞれのライフスタイルに合った有意義な職業生活及び家庭生活を送ることができる防衛省を目指しましょう。

【仕事と育児・介護の両立を支援するための制度】

●女性職員対象 ●男性職員対象 ◎男女とも対象

制度名	目的			制度の概要等	
	妊娠 出産	育児	介護		
特別 休暇 (有給)	●			概要	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、保健指導又は健康診査を受ける場合に取得可能
				期間	妊娠中の期間又は出産後1年以内の期間
				その他	認められる回数は妊娠期間に応じて決定
	●			概要	妊娠中の女性隊員が母体又は胎児の健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために取得可能
				期間	妊娠中の期間
	●			概要	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合に取得可能
期間				妊娠中の期間	
その他				勤務の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲	
●			概要	出産予定の女性職員が申し出た場合に、出産日までの期間に取得可能	
			期間	産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）から出産の日まで	
●			概要	出産した場合に取得可能	
			期間	出産の翌日から8週間	
			その他	産後6週間は勤務に就くことは不可	
●			概要	妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うため、男性職員が取得可能	
			期間	妻の入院から出産の日後2週間までの間に2日	
●			概要	妻が出産する場合に、男性職員がその出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に取得可能	
			期間	産前産後期間中に5日（第1子出産の場合は産後期間中）	

制度名	目的			制度の概要等	
	妊娠 出産	育児	介護		
特別 休暇	保育時間確保のための特別休暇	◎		概要	生後1年未満の子を育てる職員が、その子の保育(授乳や託児所等への送迎等)に必要と認められる場合に取得可能
				期間	子が1歳に達するまで
				その他	1日2回それぞれ30分以内
特別 休暇	子の看護のための特別休暇	◎		概要	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護するために取得可能
				期間	年5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日)
				その他	「看護」には予防接種又は健康診断を受けさせることを含む
育児 休業等	育児休業	◎		概要	子を養育するため、子が3歳に達する日まで、休業可能
				期間	子が3歳に達するまで
	育児短時間勤務 (自衛官除く)	◎		概要	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務可能
				その他	勤務時間は週19時間35分、23時間15分、24時間35分などの中から職員が選択
	育児時間	◎		概要	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことが可能
				その他	1日2時間まで取得可能(30分単位)
特別 休暇	短期介護休暇	◎		概要	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者(要介護者)の介護その他の世話をするために取得可能
				期間	年5日(要介護者が2人以上の場合は10日)
				その他	取得単位は1日又は1時間 「その他の世話」には、要介護者の介護のほか、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話を含む。
介護 休暇等	介護休暇	◎		概要	要介護者の介護を行うために、通算6月までの期間内において取得可能
				期間	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)内
				その他	取得単位は1日又は1時間(時間単位での取得は、始業又は終業までの連続した4時間の範囲内)
	介護時間	◎		概要	要介護者の介護を行うために、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲で勤務しないことが可能
				その他	1日2時間まで取得可能(30分単位)



制度名	目的			制度の概要等	
	妊娠 出産	育児	介護		
早出遅出勤務		◎	◎	概要	育児（未就学児の養育及び就学児の学童保育への送迎）、介護、その他（修学や業務による疲労蓄積の防止等）のために、1日の勤務時間の長さを変えずに、始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務可能
				期間	子が小学校就学の始期に達するまでの間、小学校に就学している子が放課後児童クラブ等に通う間又は介護を必要とする間
				その他	隊務に関連性のある夜間大学の課程等による修学等のためや、障害者が請求した場合、国際関係、予算折衝等の業務に従事する職員の疲労蓄積防止のため、早出遅出勤務をさせる必要があると認める場合にも利用できる。
フレックスタイム制		◎	◎	概要	職員から申告が行われた場合、隊務又は公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮し、勤務時間を割り振ることが可能 育児又は介護を行う職員や障害を持つ職員については、全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）を短縮し、より柔軟な勤務形態とすることが可能
				その他	1週間当たり平均の勤務時間又は日課が38時間45分となるように割り振る（4週間の場合155時間）こととなるため、1週間当たりの勤務時間は、通常の勤務と変わらない。
その他 （自衛官除く） 超過勤務の 免除	●	◎	◎	概要	妊娠中もしくは出産後1年以内の女性職員、3歳未満の子を養育する職員又は要介護者を介護する職員は超過勤務をしないことが可能
				期間	妊娠中若しくは出産後1年以内、子が3歳に達するまでの間又は介護を必要とする期間
その他 （自衛官除く） 超過勤務の 制限		◎	◎	概要	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は要介護者を介護する職員の超過勤務を制限する制度
				期間	子が小学校就学の始期に達するまでの間又は介護を必要とする期間
				その他	隊務の運営に支障のある場合を除き、当該職員からの請求により、月24時間、年150時間を超えて超過勤務をさせてはならない。
休憩時間の 短縮	●	◎	◎	概要	休憩時間が60分の場合は45分又は30分、休憩時間が45分の場合は30分に短縮可能
				期間	妊娠中、子が小学校就学の始期に達するまでの間、小学校に就学している子の送迎が必要な間又は介護を必要とする期間や障害者が必要とする期間
テレワーク を行うための 休憩時間の 延長		◎	◎	概要	休憩時間（60分又は45分）を、育児・介護に必要な範囲内で延長することが可能
				期間	在宅勤務（テレワーク）をする場合に住居と勤務場所との間の移動や育児・介護を行う期間に限る。
休憩時間の 弾力的な設 定	—	—	—	概要	障害を有する職員が、休憩時間を分割・延長・短縮・追加の設定をすることが可能

その他ライフイベント等に応じた休暇・休業制度

【出典：防衛省職員のための両立支援ハンドブック(2021)】

制度名		制度の概要等	
特別休暇	職員が結婚する場合の特別休暇	概要	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のために取得可能
		期間	結婚の日の5日前の日から結婚の日後1月を経過する日までの間において、連続する5日の範囲内の期間
		その他	戸籍上の届出をする婚姻だけではなく、事実上の婚姻（いわゆる内縁、事実婚）も含まれる。
	親族死亡の場合の特別休暇	概要	職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族死亡に伴い必要と認められる行事等のために取得可能
		期間	死亡した親族等に応じて定められた連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合は、往復に要する日数を加算）の範囲内の期間 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者、父母の場合は7日 ・子の場合は5日 ・祖父母の場合は3日（代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は7日）など
	父母の追悼のための特別休暇	概要	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る）のために取得可能
		期間	1日の範囲内
	総合的な健康診査（いわゆる人間ドック）を受けるための特別休暇	概要	総合的な健康診査（いわゆる人間ドック）を受けるために取得可能
		期間	1日の範囲内の期間（午後に始まり翌日の午前中に終了する総合的な健康診査を選択する場合など特別の事情がある場合は、2日の範囲内の時間）
その他		防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）別表第1に掲げる検診の項目をおおむね含み、官房長等又は防衛省共済組合が計画し、実施するものに限る。	
その他休業	配偶者同行休業	概要	職員が、外国での勤務等により外国に住所及び居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするため、一定期間休業することが可能
		期間	3年を超えない範囲内

